

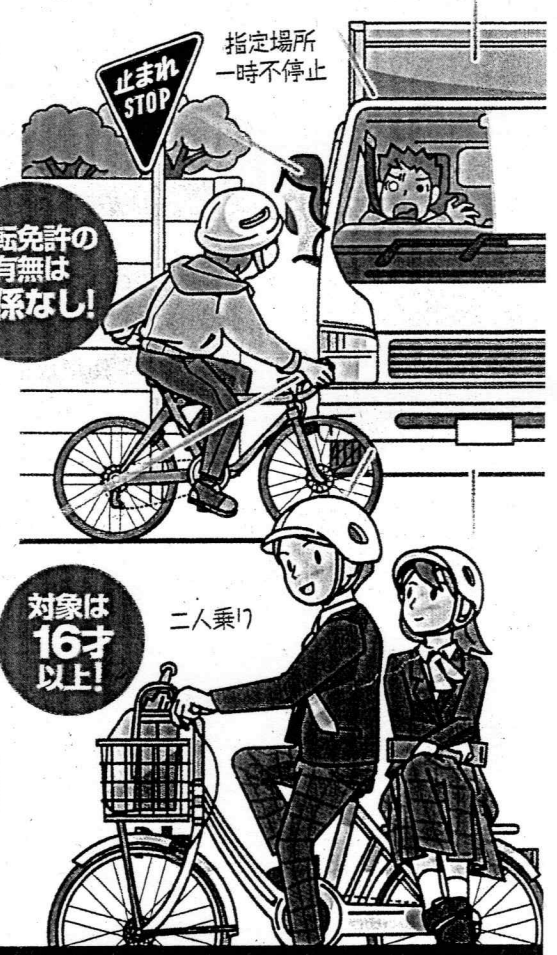
令和8年  
4月1日  
施行

# 自転車<sup>にも</sup>の交通違反 反則金!

自転車の交通違反にも交通反則制度<sup>(いわゆる青切符)</sup>が適用されます。



- 主な違反(反則)行為**
- 【携帯電話使用等(保持)】**  
携帯電話を手に持って通話したり、画面を注視する行為  
反則金額 **12,000円**
  - 【遮断踏切立入り】**  
反則金額 **7,000円**
  - 【通行区分違反】**  
車道の右側通行  
反則金額 **6,000円**
  - 【信号無視】**  
反則金額 **6,000円**
  - 【指定場所一時不停止等】**  
反則金額 **5,000円**
  - 【軽車両乗車積載制度違反】**  
二人乗りなど  
反則金額 **3,000円**
- ※上記の違反・反則金額例は一部です。



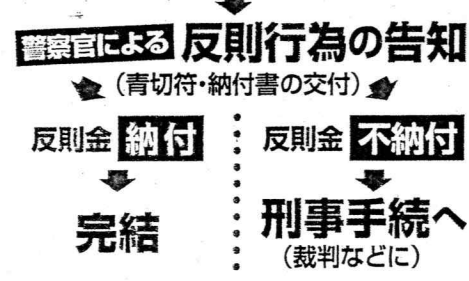
※警告に従わずに違反行為を続けた場合や、通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は取締りの対象になります。

## 【交通反則通告制度】

- 比較的軽微な交通違反には青切符が交付され、違反者が反則金を納付すれば、刑事罰が科されない制度です。
- 飲酒運転等、悪質な違反に対しては対象外で、それらには刑事手続きに入る交通切符(赤切符)が交付されます。



## 反則行為



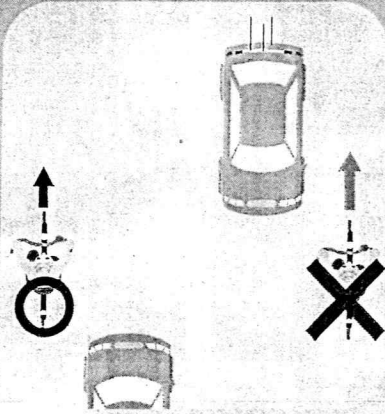
大人も子どもも  
ヘルメット着用!

# 自転車 安全利用五則

(令和4年11月1日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定)



## 1 車道が原則、左側を通行



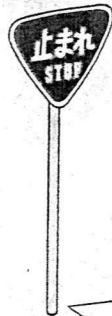
歩道は例外、  
歩行者を優先



普通自転車の運転者が13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者等である場合のほか、道路標識等により歩道を通行できる場合は、指定された部分または歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。

歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、一時停止しなければなりません。

## 2 交差点では 信号と 一時停止を 守って、 安全確認



## 3 夜間はライトを点灯



自転車の側面にも、反射材(リフレクター)をつけましょう。

## 4 飲酒運転は禁止



## 5 ヘルメットを着用

自転車乗用中の交通事故で死亡した人の約6割が頭部に致命傷を負っています。被害を軽減するためにヘルメットで頭を守りましょう。



※保護者は幼児を幼児用座席に乗せるときや、幼児や児童が自転車を運転するときは、ヘルメットを着用させるよう努めましょう。

岐阜県警察  
シンボルマスコット



# 岐阜県警察



岐阜県警察ホームページ  
交通安全